［7　略］

総括文書（本部及び支部分）の要旨

［1～5　略］

6　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出の内訳

［略］

人件費	5,126,465,943
光熱水費	75,239,765
備品・消耗品費	372,009,946
事務所費	1,608,420,389

［略］

［7　略］

○法務省告示第三百九十二号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）第一条第一号ト及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年三月三日法務省告示第九十三号の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月十七日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
一　監理団体の名称及び所在地	一　監理団体の名称及び所在地
名称 / 所在地	名称 / 所在地
一般社団法人国際友好ホテル協会 / 東京都品川区南品川四丁目三番五号	一般社団法人国際友好ホテル協会 / 東京都品川区南品川四丁目三番五号オノビル六階
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容
名称 / 所在地 / 実習内容	名称 / 所在地 / 実習内容
［略］	［同上］
［項を削る。］	株式会社サンティア / 長野県諏訪市高島二丁目千二百番地三 / ホテル業務
［略］	［同上］
［項を削る。］	株式会社明山荘 / 愛知県蒲郡市三谷町鳶欠十四番地一 / ホテル業務
［略］	［同上］
［項を削る。］	有限会社ホテルみち潮 / 三重県鳥羽市相差町千五百二十二番地 / ホテル業務
［略］	［同上］
三　対象となる者　平成二十九年八月十七日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者	三　対象となる者　平成二十六年七月二十九日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

備考　表中の［　］の記載は注記である。